

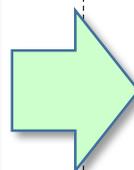
インボイスの端数処理ルールと記載例について

- 現行の区分記載請求書では、消費税額が記載事項になっていないため、端数処理のルールは定められていない。
- 一方、インボイスでは、端数処理のルールが定められており（一のインボイスにつき、税率の異なるごとに1回）、税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることになる。
- 以上のことから、明細行ごとの端数処理等を行っている場合には、請求書等に係るシステム改修が必要となる。

<記載例①（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）>

【区分記載請求書】

請求書				
○年○月○日				
○○(株) 御中				
(株)△△				
請求金額（税込み）		60,195円		
※は軽減税率対象				
品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814



合算

【インボイス】

請求書				
○年○月○日				
○○(株) 御中				
(株)△△				
請求金額（税込み）		60,197円		
※は軽減税率対象				
品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	(注) -
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
肥料	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

(注) 納税額（売上税額）は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致しない。この場合、実際の納税額は、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,163) \times 8 / 108 \approx 2,164$ となる。

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。ただし、左図のように行ごとに計算した消費税額の合計額とは一致しないことに留意（8%対象：2,163 ⇔ 2,164）。